

基本構想審議委員会参考資料5
平成27年5月12日

過去の国立市基本構想 (第一期～第四期)

基 本 構 想

(昭和51年～60年度)

目 次

基 本 構 想

はじめに	3
I. 構想の目的—人間を大切にすまちづくり	4
1. 市民像	
2. 都市像	
II. 構想の目標	4
1. 文化を創造するまち	
2. 教育を尊重するまち	
3. 生活を大切にすまち	
4. 自然を保護育成するまち	
III. 目標達成の方法	5
1. 市民参加によるまちづくり	
2. 市民連帯によるまちづくり	
3. 合理的なまちづくり	
IV. 施策目標	7
1. 文化創造のために	
2. 教育尊重のために	
3. 生活尊重のために	
4. 自然を大切にすために	
5. 行政の推進のために	
おわりに	10

はじめに

市民は、自分の住むまちを、どのようなまちにするかについての権利と義務をもっている。国立市は、市民の参加をえて、市の発展の方向と規範とを定めようとする。

国立は古くは甲州街道を中心とする村落によって形成されていたが昭和初期に学園都市を目指して都市基盤を作った。住民は1945年の敗戦というけわしい現実から立ち上り、1951年占領下のまちに「文教地区」指定をかちとることによって、戦後の頹廃から身を守りえたことを誇りとしている。さらに、ギャンブルに頼らない市政を堅持し、住民の英知を集めて民主政治と自主的教育を守り育ててきた。

国立市民はこの経過をきびしく認識し、歴史と伝統を尊重し、さらに人間を大切にするまちとして、だれでも安んじて住みうる、自然と心の豊かなまちをつくりあげるよう努力する。

ここに、国立市基本構想を定める。これは、市民の連帯と結束によって主体的に実現するまちづくりの目標である。

I 構想の目的 —人間を大切にすまちづくり—

国立市のまちづくりは、「人間を大切にす」ことを基調とする。「人間を大切にす」ことは、「社会を大切にすと同時に、自然を大切にす」ことである。したがって、「残された自然を保つ」ということばかりでなく、さらに、「失われた自然を取り戻す」という積極的なものでなければならない。また、人間が大切にされている証しとして、福祉社会の実現を目指して、教育が尊重されなければならない。このために、都市と市民の理想像をつぎのように設定する。

1. 市民像

わがまちを愛し、人間同志の連帯を深める市民

わがまちの発展と平和のために、みずからが努力する市民

わがまちと、日本の民主化に努め、世界の平和に役立とうとする市民

他人の生活と意見も大切にし、差別や不正をゆるさない市民

自然を愛し、自然に学び自然とともに発展する市民

2. 都市像

まちづくりの伝統をふまえ、都市像を「文教都市くにたち」とする。

II 構想の目標

構想の目的を「人間を大切にすまち」と定めたが、この目的を達成するための目標を、次のように設定する。

1. 文化を創造するまち

文化は、生活を美しくすることであり、美しいものを美しいと感じるのは、心のゆとりである。人間が大切にされないところには、したがって文化の創造はありえない。

あたらしい文化を創造するためには、先人の築いた伝統的文化の継承と発展が必要条件である。そのために、文化的環境を尊重し、文化の交流のための場を設け、

その拡充をはかる。

2. 教育を尊重するまち

人間と社会とを変革しうるのは教育である。教育は、過去を今日に生かし、今日を将来に発展させる。教育こそ、人類発展の根幹である。

国立市は、教育尊重の精神を目標に掲げ、教育行政の自主的な展開と創造的教育の発展を目指している。このため、わたくしたちは、学校教育、社会教育を問わず、積極的に参加し、国立市は、教育の「場」と「機会」とを豊かに提供することにとめる。

3. 生活を大切にすまち

文明とは、生活を容易にするものである。「文化」と「文明」が調和しあつたまちの発展を、わたしたちは期待する。

人間には強い人も、弱い人もある。ひとりの人でも、強いときもあれば、弱いときもある。誰もがいつでも、安心して生活できるまちでなければならない。そこから社会福祉の充実・市民の健康確保が求められ、公害や防災、経済の問題が大きな課題となる。

なお、今後発展が期待される地域については、現状と調和のとれた方策を考える。

4. 自然を保護育成するまち

現在の国立は、自然の中でなお散策を楽しむことができることを誇りとしている。これは自然と人間の親しい触れ合いであつて、東京という都市環境の中で他に類をみない。現存する森と川と緑は、どうしても保存しなければならない。それにとどまることなく、失われた良い環境をとり戻すために、積極的な緑化を推進していかなければならない。これを、わたしたちが子孫に遺す最大の遺産の一つとしたい。

Ⅲ 目標達成の方法

さきに掲げた四つの目標を実現するために、次の方法を設定する。

国立市は行政運営にあたって、民主主義を目指しながら、能率向上を図ることが市

民から求められている。その実現の具体策として、民主主義追求のために、「市民参加によるまちづくり」と「市民連帯によるまちづくり」を、また能率向上のためには、「合理的なまちづくり」をあげる。

1. 市民参加によるまちづくり

国立市はまちづくりの目的達成のために、より多くの市民の英知をみつめる。このために、議会制民主主義のもとで、可能なかぎりの「市民参加」をもとめる。それは、不断の対話と活発な広報活動を前提とする。

- (1) 市政の公開……………市政の積極的な情報公開
- (2) 公聴活動の充実……………政策決定への民意の反映、政策に対する市民の批判、要望苦情等の聴取
- (3) 市民委員会設置……………市の将来展望にかかわる重要問題に対する課題別市民委員会（課題に密接に関係する市民、直接利害関係にある市民、専門的知識を有する第三者による。）

なお、市の性格をいちじるしく変更するような重要問題に関しては市の判断によって市民投票の制度を採用することもできる。

2. 市民連帯によるまちづくり

共通の生活基盤に生きる国立市民は、それぞれのもつ知恵と力を出しあって連帯を深める。市は、市と市民、市民相互の連帯を育成する「場」をつくることに努力する。そこに生れた理解と協調により、自身の他の生活を大切にしながら、あたらしい近隣社会（コミュニティ）をつくり、それが、やがて国立のまちづくりの基盤となる。

3. 合理的なまちづくり

合理的なまちづくりは、科学的・計画的なもので、市民サービスの向上を可能にするものである。

- (1) 現状の認識……………市は、市政の現状を科学的に分析し、その中にひそむ問題点や、将来への課題を的確にとらえ、また市民のもてているものを察知する。

- (2) 重要度合の設定……………市は、賢明な将来展望の中から、行政の重要度合を設定する。それにしたがって、諸計画の優先順位を定め、計画的に着実に実施する。
- (3) 都市像との合致……………先に、わたしたちは、国立市の都市像を「人間を大切にするまちづくり」を進めるための「文教都市くにたち」と定めた。したがって、まちづくりのためのいかなる施策も、この都市像に合致するものでなければならない。

Ⅳ 施策目標

国立市のまちづくりの基本構想は、おおむねその全貌を現わした。次にこれらの構想を基本計画に導き、展開させるために、それぞれの具体的な施策をあげる。

構想は普遍なものであるが、施策は流動するものである。

1. 文化創造のために

- (1) 文化的環境づくり……………国立の歴史の中に培われてきた文化性を重んじながら、市民共通のものとして、みずからの「ふるさと」と呼ぶにふさわしい環境を守り育てる。そのために、市民相互の意思の疎通と、文化の交流、生活に憩いと余裕をもつに必要な有形無形の「場」を積極的に建設する。
- (2) 文化活動の活発化……………文化活動は、多くの市民の積極的な参加を前提とする。市は、公共の施設を可能な限り開放し、講座・講演会等の「文化吸収の場」、公園運動場等の「身体を鍛える場」のみならず、展示や演技等の「発表の場」さらに「意見交換の場」等を多彩に開設することによって、市民の文化活動の活発化を期待する。
- (3) 伝統の継承と発展……………伝統を踏まえない未来はない。国立に遺された祭りや、伝統行事などを保存、発掘し、わが住むまちを深く理解

して、それを市民祭等の、あたらしい市民連帯の母体として発展させる。

2. 教育尊重のために

- (1) 教育行政の自立………国立市は、教育の自主性尊重のために闘った歴史に誇りをもち、教育基本法の本質を見失うことなく、教育委員の公選制をめざす。
- (2) 学校教育………こどもの無限の可能性を引き出し、的確な判断と、豊かな人間性を充実させる創造的な教育を展開する。教育委員会は、そのために、単なる指導監督にとどまることなく、教育条件の整備など積極的に協力する態勢を整える。
- (3) 社会教育………国立市民は生涯学習としての社会教育に、積極的に参加し、国立市は、このためにその「場」と「機会」とを提供するよう努める。

3. 生活尊重のために

- (1) 福祉の拡充………誰もが、健康で文化的な生活を営めることを目標として、社会福祉の拡充に努める。国立市は人間性の回復をめざして、全市民が連帯して社会参加のできる環境をつくるとともに、福祉行政全般にわたり、制度の改善を図る。
- (2) 生活環境の整備………道路・交通・上下水道・ごみ処理等、生活環境の整備は、安全、かつ快適で能率的な生活を営めることを目標にして進める。さらに、公園・街路樹等の緑は精神生活の安定のため、重要な役割をもつことを確認しながら、この整備につとめる。
- (3) 経済の振興と消費生活の安定………国立市に生活する農業・商工業者と消費者は、お互いに共存関係を創り出し、地域経済の振興と発展を図る。さらに、農業の振興地域の設定等を行ない、市の実態に合った都市開発を進める。

市は、流通機構・安定供給・適正価格等に共通理解をもつため一層進んだ話し合いの「機会」を作る。

4. 自然を大切にするために

- (1) 自然の保護……………人間生活と調和する自然を保つため、まず、失われていく自然の保護に努める。森や林をこれ以上破壊しない。多摩川を昔の清流に戻すため、流域自治体との連携を急ぐ。
- (2) 緑化の推進……………自然を残すに留らず、それを一層増やすために、公共施設の緑化を推進し、さらに私有地の植樹を奨励する。
- (3) 自然と人間との触れ合い……………市民が散策を楽しめることは、国立市の都市像の象徴である。森に林に多摩川に、自然と人間との触れ合いの「場」を確保し、拡大し、交通政策もまたこの目標に向って再検討する。

5. 行政の推進のために

自治体は、市民の構成する組織であり、市民生活の充実と福祉の拡充を目的とする。したがって、国立市は市政に経営の理念を導入し、市民の意志に基づく地方自治に徹し、行政を推進する。

- (1) 自治権の確立……………自治体は国の出先機関ではない。
 - ①国・都・市の分担するそれぞれの責任を明確にし、その不明確からくる市民の不利益を排除する。
 - ②そのためには、財政権の確立が最も重要であり、超過負担や地方交付税制度、さらには、広く税・行・財政制度全般の不合理的に対し、積極的に改善を図る。
 - ③市民のモラルは、ギャンブルに頼る市政を許さない。また、国立市は文教都市の道を選んだ。市はこれによって生ずる財政上の不利を、特別補助、地方交付税等によって補うよう努力する。

- (2) 行政の近代化……………①市民生活本位の行政——市民の利益を中心とした行政の優先順位を明らかにし、市民本位の行政を行なう。
- ②科学的行政運営——国立市は市政の将来展望にもとづいて、つねに行政組織を点検し、行政の計画化をはかり、科学的運営の体系を確立する。そのために必要な科学的思考と、専門的技術をもつ職員を養成する。職員の視野をひろめ、技術を高めるために、研修活動を重視する。
- (3) 最大人口規模の設定……市民生活の水準を保つために、人口は地域の諸条件に調和したものでなければならない。「人間を大切にする」まちづくりを標榜する国立市は、市民のよりよい生活環境を保持するために最大人口規模を設定して抑制策を含む深い考慮を払う。その規模は1平方キロメートルにつき1万人とし、8.08平方キロメートルの国立市の最大人口は8万人を目標とする。

お わ り に

国立市のまちづくりの基本構想は、以上のとおり理想像と努力の目標を定めた。しかし、理想の国立市はただ、ここに「ある」のではなく、われわれが「つくる」のである。「ひろば」はそこに存在する空間ではなくて、われわれ市民ひとりひとりが、みずから参加することによって構成される共同の責任の場であることを銘記したい。

第二期基本構想

(昭和61年度～昭和70年度)

目 次

第二期基本構想

はじめに	3
I. まちづくりの視点	4
1. 国立市の特性	4
(1) 都市としてのなりたち	
(2) 地理的特性	
(3) まちづくりの伝統	
2. 新しい時代への対応	5
(1) 高齢化社会に向けて	
(2) 社会の成熟化に向けて	
(3) 社会経済情勢の変化に対応して	
II. まちづくりの目標	6
1. 市民像	6
2. 都市像	7
3. 将来人口の設定	7
4. 土地利用の方向	7
(1) 土地利用の現状と課題	
(2) 土地利用の方向	
III. まちづくりの基本施策	8
1. 安全で快適なまちづくりを めざして〔生活環境〕	8
(1) 防災対策の充実	
(2) 生活道路・交通体系の整備	

- (3) 都市の美化推進
- (4) 下水道の整備
- (5) 公園・緑地の整備
- 2. 心のかよいあうまちづくりを
 - めざして〔社会福祉・コミュニティ〕…………… 10
 - (1) 市民の健康増進
 - (2) 老人福祉施策の充実
 - (3) 障害者福祉施策の充実
 - (4) 児童福祉施策の充実
 - (5) 単親（母子・父子）福祉施策の充実
 - (6) ボランティア活動の育成
 - (7) コミュニティの育成
- 3. 香り高い文化を育てるまちづくりを
 - めざして〔教育・文化〕…………… 11
 - (1) 学校教育の充実
 - (2) 青少年の健全育成
 - (3) 生涯学習の充実
 - (4) スポーツ・レクリエーションの振興
 - (5) 地域文化の振興
- 4. 発展するまちづくりを
 - めざして〔都市整備〕…………… 13
 - (1) 南部地域の開発整備
 - (2) 基幹道路の整備
 - (3) 中央線高架複々線事業の促進
- 5. 活気にあふれるまちづくりを
 - めざして〔産業〕…………… 14
 - (1) 商工業の振興
 - (2) 都市農業の振興
 - (3) 消費生活の安定・充実

IV. 基本構想実現のために..... 15

- (1) 市民参加の推進
- (2) 行政の文化化
- (3) 婦人の社会参加
- (4) 行財政運営の効率化
- (5) 計画行政の推進
- (6) 広域的行政の展開

おわりに..... 17

はじめに

昭和60年度を目標年次とした前構想は、昭和51年に策定され、以来、市政運営の指針としてその役割をはたしてきた。

しかしながら、市政を取りまく社会的環境は、経済低成長時代への移行、高齢化社会の到来、高度情報化社会の進展、市民ニーズの多様化および社会資本の蓄積をはじめとするまちづくり計画具体化の要請など、その後、大きく変化してきた。

このような社会的環境の変化にともなう様々な課題に的確に対応し、市民が安心して住める自然と心の豊かなまち、活力あふれる文化的なまち国立をめざして、わたくしたちは、ここに、昭和61年度から昭和70年度までの10年間を計画期間とする国立市第二期基本構想を定める。

この構想は、将来を展望した国立市のまちづくりの目標と、目標を達成するための施策の大綱を示したものであり、市政における長期的かつ総合的な行政運営の指針として、国立市発展のためにつくられるあらゆる計画の基本となるものである。

I. まちづくりの視点

基本構想の策定にあたっては、まず、国立市の歴史的・地理的・文化的特性と、市政を取りまく新しい時代の社会環境に対する基本的認識が必要である。

1. 国立市の特性

(1) 都市としてのなりたち

わたくしたちのまち国立では、古くは甲州街道を中心とする農村地帯として集落が形成されていたが、大正末期から昭和初期にかけて学園・近郊住宅都市をめざした開発がすすめられ、一橋大学などを中心とする閑静な住宅・田園都市として現在に至る都市形成がなされた。

その後、昭和30年代後半には富士見台地区において大規模住宅の開発が行われるなど、定住志向の高い住宅・田園都市としての様相を強めてきた。

今後は、さらに、豊かな緑の環境を積極的にまもりながら、開発整備の期待される南部地域をふくめ全市的に土地の有機的利用をすすめるなかで、その成熟度を高めていくことが求められている。

(2) 地理的特性

国立市は、市の北部を国鉄中央線が、中央部を南武線および甲州街道が、南部を中央高速道路が横断し、都心から26kmと交通至便な都市である。この地理的条件は、まちの発展に寄与する特性として今後のまちづくりにも活かされなければならない。

とくに、中央高速道路インターチェンジを中心とした地域は、多摩圏域の自動車交通の要衝として今後の開発整備によって一層の発展が期待されており、市としての主体性を維持しつつ計画的な都市形成がなされるならば、他市にまさる立地特性を有すると考えられる。

(3) まちづくりの伝統

国立市民は、戦後、自らの生活環境をまもるためにたちあがり、“文教地区”の指定を受けることに成功し、まちづくりの方向を明確にした。このことに始ま

るまちの環境浄化運動の歴史と文化的風土は市民の誇りであり、まちづくりの伝統として、平和をねがう市民のなかに生きつづけている。

わたくしたちはこのよき伝統を継承しながら、さらに、緑豊かな自然環境の育成と地域文化の創造を新たな伝統として育み、時代に対応するまちづくりの確かな基調として次代に伝えていかなければならない。

2. 新しい時代への対応

(1) 高齢化社会に向けて

今後一層の進行が予想される人口の高齢化は、社会・経済全般に大きな影響を与える社会問題である。行政はこれに的確に対応し、すべての市民が安心して生活することのできる環境を確保することが求められている。

このため、長期的な観点から人口高齢化の推移を認識し、所得・医療・雇用および生きがいなど総合的な福祉サービス・システムの確立に努めなければならない。

また、高齢者がその貴重な知識と経験を活かして社会・経済活動に参加しやすい条件を整え、個人の能力を十分発揮でき、その自立を支える包容力のある地域社会づくりを進める必要がある。

(2) 社会の成熟化に向けて

生活水準の向上・余暇の増大・都市化の進行など社会の成熟化を反映して、精神的・文化的豊かさへの志向、自己実現欲求の高まりなど、個人生活における価値観の多様化がますます進むものと予想される。

このため、豊かで潤いのある生活環境の確保と活発な文化的・社会的活動が可能な環境をつくり、あわせて生涯学習の観点からも多面的な自己実現の機会を提供する必要がある。さらにこれを積極的に発展させ、国立の歴史と風土に根ざした地域文化の創造へと高めていかなければならない。

また、新しい時代に対応したコミュニティの形成と地域住民の広範な参加・活発な交流などによる地域の活性化を図り、豊かで個性的な地域社会づくりを進める必要がある。

(3) 社会経済情勢の変化に対応して

人口の高齢化・社会の成熟化などの進展により行政需要の拡大・多様化が確実に進んでいる。一方、経済低成長時代への移行にともない、国立市の財政は硬直化の傾向にあり、社会資本整備などの施策実現のための財源確保が緊急課題となっている。

社会経済の変化に柔軟に対応し、市民の生活を守り市政の活性化を促進するためには、財政の健全化と効率的な行政運営を図る必要がある。したがって、市政の拡大・発展を指向するなかで、行政の役割とその守備範囲を見直すなど行政改革を大胆に推進し、財政の弾力性を確保しなければならない。

II. まちづくりの目標

－活力ある文化的都市創造をめざして－

前構想において、国立市のまちづくりは「人間を大切にすること」を基調とする、と明記した。このことは、まちづくりのための基本的な合意として現在もなお市民がひとしく共有し、今や、まちのあり方を示す理念にまで高められた。

しかし、同時に、この理念は現実的な諸条件を無視して成立するものではない。国立市を取りまく様々な社会的環境を現実的に見つめながら、市民が求めうる人間的な夢を現実のものとする努力こそが大切である。

新構想においては、このことを明確に認識し、活力ある文化的都市創造をめざしたまちづくりの目標を設定しなければならない。

まず、市民と都市の理想像を設定する。そして、発展するまちづくりの大きな条件として、将来人口の規模と土地利用の方向を明らかにする。

1. 市民像

まちづくりの主体は市民一人ひとりである。したがって、国立市民としての自覚と協調のなかにあすの国立はある。このことをふまえ、市民像を次のように設定する。

- ・自然を愛し、自然に学び、自然とともにある市民
- ・まちを愛し、豊かな文化と活力のあるまちの発展に努力する市民
- ・人間を愛し、広く社会の平和を求め、互いの生活を尊重する市民

2. 都市像

都市像を「文教都市くにたち」とする。

この都市像は、市民および市政が、自然と人間の限りない調和を求め、安全・快適・健康な市民生活を確保するとともに、国立にふさわしい教育と文化を創造することのなかに実現する。

また、ここで、都市像「文教都市くにたち」を支える言葉として、“緑と文化とふれあい”（Green-Culture-Community）を提唱する。

3. 将来人口の設定

良好な住環境を確保するとともに有効的な土地利用を図りながら、まちの活性化をめざして、将来人口を8万人と設定する。

4. 土地利用の方向

土地は市民の生活および生産のための限られた貴重な資源であり、社会的・経済的・文化的活動の共通の基盤である。

したがって、土地利用は都市形成にとってもっとも基本的な課題であり、その方向は公共の福祉の向上を目的として、環境の保全を図りつつ地域の自然的・社会的・経済的および文化的条件を配慮し、全市域の均衡ある発展をめざしたものでなければならぬ。

(1) 土地利用の現状と課題

国立市では、大正末期に行われた現市街地の街区整理にはじまり、昭和30年代後半には富士見台地区で区画整理と大規模な宅地開発が行われるなど、住宅都市としての土地利用が進められてきた。

その結果、今日では、中央線沿線でも有数の良好な住環境を有する都市という評価を受けている。

しかし、市全域の46%の面積を占める南部地域においては、計画性あるまちづ

くりに先行してスプロール化が進みつつあり、良好な都市環境を確保するためにはこのまま放置することが許されない状況にある。

このような現状と立地条件を考慮し、都市景観を大切にしながら積極的に南部地域の開発整備を推進し、既存市街地の一層の整備とあわせて、実態的にも近隣都市にない付加価値の高い都市の創造を期さなければならない。

(2) 土地利用の方向

国立市は、北地区、国立地区、富士見台地区および南部地区と4つの区域にわかれ、それぞれの立地条件と地区環境をもっている。したがって、市全体の土地利用の方向を画一的にあつかうことはできないが、市の全域が8.08km²という比較的狭い面積であることを考え、各地区の特徴を活かしながらも文教都市というイメージを市全体に共通のものとして認識する必要がある。

これにもとづき、市民生活にとって必需的な都市機能となる道路・下水道・公園など公共施設の整備を進めつつ、自然環境の保全と地域産業の振興を十分配慮した土地利用を推進する。とくに、都市の活性化と市民の福祉増進に寄与する用途地域の見直しと土地の高度利用を進める。

Ⅲ. まちづくりの基本施策

ここでは、まちづくりの目標を具体化するための基本施策を明らかにする。

1. 安全で快適なまちづくりをめざして〔生活環境〕

市民生活を快適にするためには、良好な生活環境づくりを推進しなければならない。

このため、これまで国立が育んできた自然環境、歴史的・文化的風土をふまえ、安全で快適な生活環境の整備を推進する。

(1) 防災対策の充実

災害から市民の生命と財産をまもり、市民が、安全でやすらぎのある生活をおくれるよう、きめのこまかい総合的な防災事業を推進する。

とくに、全市的に地域意識を喚起し、“自分たちのまちの安全確保は、自分たちの手で”という防災意識の高揚に努めるとともに、都市基盤整備や住環境整備とあわせて、防災諸施設の整備を図る。

(2) 生活道路・交通体系の整備

市民の生活空間の拡大・利便性の向上、地域産業の活性化など多面的機能をもつ生活道路の整備に努める。

なお、整備にあたっては地域の実態をふまえ、個性と魅力ある都市景観の創造に配慮する。

交通体系については、とくに老人と障害をもつ人々の利便を考慮し、公共輸送機関の機能拡大を図るとともに、幹線道路と生活道路を編みなおし、人と自転車、人と自動車とが共存できるまちづくりを推進する。

(3) 都市の美化推進

良好な生活環境を保持するための基本的な課題として、清潔で美しいまちづくりが指摘される。このため、道路・公園など公共施設はもちろん、広く市民相互の自覚と協力により、都市の美化を推進する。

また、公衆衛生の観点から、都市清掃の充実を促進するため、不燃物ごみ処理施設の整備をふくめ総合的なごみ処理体系の確立を図る。

(4) 下水道の整備

下水道は、基礎的な都市機能のひとつとして欠くことのできない施設であり、雨水の排除・環境衛生の向上はもちろん、河川や水質の保全など多くの機能をもつ施設である。

この観点から、関係諸機関と十分協議を行い、道路整備とあわせて下水道の整備を積極的に推進する。

(5) 公園・緑地の整備

青柳・立川段丘崖（ハケ）や城山の緑、市街地に点在する雑木林は、いまに残る武蔵野の自然であり、大学通りや緑のキャンパス、公園・緑地などとともに国立にとって貴重な財産である。

このため、市民生活に潤いとやすらぎをあたえ文化を育む空間としての自然を保全し、公園・緑地の整備・拡充に努める。

とくに、用水路およびハケ下からの湧水の保存・整備を図り、公共施設の緑化とあわせ、市街地の雑木林、屋敷林とともに街路樹を活用しながら、緑のネットワークづくりを進める。

2. 心のかよいあうまちづくりをめざして〔社会福祉・コミュニティ〕

すべての市民が健康で充実した生活をおくれるように、健康の保持・増進、地域医療の確保に努めるとともに、開かれた地域社会を実現するなかで、老人や障害をもつ人々などに対する福祉施策の充実と地域における福祉活動の展開を図る。

また、地域住民の積極的な参加と協力のもとに、心のかよいあう地域社会をきずくために、コミュニティの創出とボランティア活動の育成・充実に努める。

(1) 市民の健康増進

市民が健康を保持・増進するために市民自らの健康管理に対する意識の高揚を図ると同時に、地域医療機関との連携のなかで保健センターを中心に、保健サービスの充実・環境衛生の向上をめざすなど市民の健康づくりに必要な体制を確保する。

(2) 老人福祉施策の充実

すべての老人が生きがいをもって安心して暮せるように、医療および有料ヘルプ制度など在宅福祉サービスを充実させるとともに、働く場の確保・拡充をはじめ地域社会への参加を促進するための条件を整備する。

(3) 障害者福祉施策の充実

障害をもつ人々の自立のために、在宅福祉サービスの充実と生活環境の整備に努める。あわせて、教育および就労の場の確保など地域活動への参加を推進し、障害をもつ人々ともたない人々が手をたづさえ共に生きるまちづくりを進める。また、障害の予防と早期発見のため、専門機関と連携してその施策の展開を図る。

(4) 児童福祉施策の充実

あすに生きる児童の健全育成をめざして、よりよい児童福祉のあり方を確立し、

家庭・地域・行政および関係機関との連携のなかで、地域における「場」の確保など環境づくりに努める。

(5) 単親（母子・父子）福祉施策の充実

単親（母子・父子）家庭の生活安定・向上のために、相談体制の強化を図る。
また、ホームヘルパーの派遣など家事援護施策の充実に努める。

(6) ボランティア活動の育成

地域における福祉施策の展開には、地域住民の積極的な参加を軸としたボランティア活動が不可欠である。

このため、市民が喜びをもってボランティア活動に容易に参加できるようその環境を整備し、育成・充実に努める。

(7) コミュニティの育成

市民が地域のなかで協力しあい、それぞれの充実した生活を実現するために、地域コミュニティの育成を図る。

このため、情報の提供、リーダーの養成・確保など活動の援助を行うとともに、地域相互の連絡・調整を行う全体組織の整備を図る。

また、既存施設の有効活用を図るなかで拠点となる活動の場を体系的に整備し、施設の自主管理・自主運営をとおしてコミュニティ意識の醸成に努める。

3. 香り高い文化を育てるまちづくりをめざして〔教育・文化〕

個人の人格を尊重した教育、真理と平和をねがう豊かな人間形成をめざした教育を推進するとともに、国立の歴史と風土に根ざした個性的で魅力ある地域文化の振興に努める。

また、国立の歴史と伝統をふまえ教育の自主性を尊重するなかで、教育委員会が教育経営の主体となり、その中立性を確保し市民の理解と協力のもとに、活力ある教育行政を積極的に展開する。

(1) 学校教育の充実

望ましい学校教育の環境は、教師の情熱と温かい家庭そして、ふれあいの心豊かな地域の連帯から生まれる。このことを十分認識し、学校・家庭・地域の緊密

な連携のもとに自主性と創造力に富む人間性豊かな児童・生徒の育成に努める。

このため、児童・生徒一人ひとりの基礎的能力の育成、豊かな個性の伸長及び可能性の開化をめざした教育内容の向上を図る。あわせて教育環境を充実・整備し、さらに創意くふうを活かした学校づくりに努め、地域に開かれた学校教育、時代に対応した学校教育を推進する。

(2) 青少年の健全育成

あすの国立をになう青少年が、誇りと責任をもち、心身ともに健康で人間性豊かな市民として成長するよう、その健全育成に努める。

また、地域が青少年の健全育成にはたす役割の重大さを認識し、家庭・地域・学校および行政の連携のもとに地域ぐるみの活動の推進と青少年団体の育成など青少年を取りまく環境の整備を図る。

(3) 生涯学習の充実

平均寿命の伸長と個人生活における価値観の多様化を背景に、生涯学習の質的な充実が求められている。

このため、社会教育施策を生涯学習の視点から積極的に推進し、関係機関と連携して「場」と「機会」の提供に努める。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

市民の健康づくりと余暇利用のために、活発なスポーツ・レクリエーション活動を継続的に行えるよう、その振興を図る。

このため、施設の確保に努めるほか、指導者の養成など指導・相談体制の充実を図る。

(5) 地域文化の振興

国立の文化は、国立の歴史の中で培われ、国立に住む人々の長い営みのなかで、まもり育てられてきた。

近年、心の豊かさを求める動きに対応して、個性的で魅力ある地域文化の振興が要請されている。

このため、必要とされる文化施設の整備や市民の自主的・創造的文化活動の振

興に努める。

また、文化遺産の記録、保護、公開を積極的に推進するとともに、伝承文化と歴史を伝え、郷土に対する市民の理解を深めていく。

4. 発展するまちづくりをめざして〔都市整備〕

国立市は閑静な住宅都市として評価が高い反面、時代の要請に応える土地利用が遅れており、都市開発の面で多くの課題をかかえている。このため、国立市の将来を展望するなかで適切な都市計画の推進を図り、より一層の発展をめざしたまちづくりを推進する。

(1) 南部地域の開発整備

南部地域の開発整備は、国立市のまちづくりにとってもっとも大きな課題である。一部公共用地をのぞくスプロール化の進行、および緑川による地域開発の遅れなどがあり、都市機能確保のための基盤整備がいそがれている。

とくに、中央高速道路インターチェンジのある地域は、多摩圏域の自動車交通の要衝としての利点を活かし、都心から近県をふくめた広域的な拠点としての開発整備を進めなければならない。

(2) 基幹道路の整備

都市計画道路などの基幹道路整備は、交通の利便性の確保・生活空間の拡大あるいは防災機能の向上など、まちがより機能的で活性化するために必要な条件である。

基幹道路のもつ広域性や幹線機能を十分考慮し、将来のまちづくりを展望する土地利用の方向や近隣市の道路整備計画との整合性を図りながら、その整備を積極的に推進する。

(3) 中央線高架複々線事業の促進

中央線高架複々線事業は国立市のまちづくりにも大きな影響を及ぼす計画である。したかつて、この事業の促進にあたっては市民世論の形成を図り、中央線を国立駅に停車させる条件を整えるなど市民の利便およびまちづくりの方向を十分考慮しなければならない。

また、中央線高架複々線事業に関連して、今後の市の発展に寄与するための国立・立川間新駅設置計画についても十分配慮する。

5. 活気にあふれるまちづくりをめざして〔産業〕

国立市の歴史的・地理的・文化的条件を十分考慮し、国立にふさわしい地域産業の育成に努め、同時にその振興をとおしてまちの活力を確保する。

また、市民と地域産業とのつながりを深める中で、消費生活の安定・充実を図る。

(1) 商工業の振興

近隣都市との有機的な連関のなかで、国立の地域特性を活かした商業環境づくりを進める。とくに、人と自動車の共存を考慮し、安心して散策の楽しめるまちなみの形成と文教都市にふさわしい文化的要素をもった個性豊かな商店街づくりを促進し、人が集い、活気にあふれるまちづくりをめざす。

さらに、産業立地の条件を整備し、新しい時代に対応した付加価値の高い都市型産業の誘致・育成に努め、まちの活力を確保する。

(2) 都市農業の振興

南部地域の開発整備を進めるなかで、都市における貴重な農業緑地を保全・確保し、農業生産の基盤を整備する。

また、都市型農業の多様な経営形態の選択とあわせ、後継者の育成・新しい農業技術の導入などを促進し、自立した地域産業とするため農業団体などとの連携のもとに、その振興を図る。

(3) 消費生活の安定・充実

消費生活に必要な情報・知識の提供などをおして、消費者の保護に努めるとともに、省エネルギー・資源の有効利用・地域産業との交流など、消費生活の質を向上させるための施策を推進する。

IV. 基本構想実現のために

すでに、まちづくりの目標と目標を達成するための基本施策を明らかにした。さらに、ここでは、新構想を実現するための方策、すなわち施策推進にあたっての基本方針を確認する。

(1) 市民参加の推進

市民一人ひとりが責任と自覚をもってまちづくりに参加できるよう、その機会を拡大し、市民に身近な市政を実現する。

また、その前提として、市民が行政を知り施策形成に参画するため、市政情報の公開を制度化する。

(2) 行政の文化化

行政の文化化は、人と人とのふれあいを大切にし地域の特性を活かすなかで、やすらぎと潤いのあるまちづくりを志向することである。

このため、文化施設の整備、文化遺産の保護など限定された分野だけでなく、緑の保全、美しい都市景観の創出など行政全般の分野において文化の視点に立った施策を推進する。

(3) 婦人の社会参加

今日、男女平等社会の実現をめざす時代的潮流を背景に、働く場や家庭生活において、男女の役割分担の変化と性差別についての意識変革が求められている。

このため、婦人が、市政・地域社会・文化的な生活など、あらゆる分野に、男子と同等の条件で参加することが国立市の発展につながることを認識し、男女平等確保の視点に立って施策の推進を図る。

(4) 行財政運営の効率化

硬直化したきびしい財政状況のもとにあって、まちづくりの目標を達成するためには、基本施策推進の裏づけとなる財源の確保を図らなければならない。

このため、自主財源の確保を図るとともに、事務事業の見直し、民間活力の導入、職員の資質向上などにより積極的に行財政運営の効率化を図り、健全財政の

確立に努める。

(5) 計画行政の推進

行政需要が拡大・多様化するなかで、限りある財源を長期的な観点からより効率的に運用するためには、施策の体系化と優先順位の決定が必要である。

このため、まちづくりの目標の着実な達成をめざして、本構想に基づく各種計画を策定し、行財政運営を計画的に推進する。

(6) 広域的行政の展開

広域的な視点で解決を迫られる行政課題については、関係自治体との連携により、事務の共同処理を推進する。

お わ り に

国立市第二期基本構想は、国立市の置かれた状況をきびしく認識し、時代の要請に的確に対応することを前提として策定された。

本構想に掲げられたまちづくりの目標とその基本施策は、単なる理想としてではなく、現実的な行政運営の指針として存在する。市民と市政は協力し、この構想の実現に努力しなければならない。

構想を結ぶにあたり、わたしたちは、まちづくりの主体が市民一人ひとりであり、市民自らまちづくりに参加することが構想の実現につながるものであることを確認したい。

第三期基本構想

(平成8年度～平成17年度)

目 次

第三期基本構想

はじめに	3
I. まちづくりの視点	4
1. 国立市のなりたちと特性	4
(1) 多様な市民がつどう魅力的なまち	4
(2) 個性豊かな顔をもつ発展性のあるまち	5
(3) 市民が創る文化的なまち	5
2. 社会経済情勢の展望	6
(1) 少子・高齢社会に向けて	6
(2) 成熟化社会に向けて	6
(3) 社会経済情勢の変化への対応	7
II. まちづくりの目標	8
1. 市民像	8
2. 都市像	8
3. 2005年の国立	9
(1) 緑豊かでふれあいのあるまち	9
(2) 誇りをもって次世代へ引き継ぐまち	9
(3) 人が交わり文化を創造するまち	9
4. 将来人口の設定	9
5. 土地利用の方向	10
(1) 土地利用の現状と課題	10
(2) 土地利用の方向	10
III. まちづくりの施策	11
1. 重点施策	11
(1) 高齢者が安心して暮らし 活躍するまちづくり	11
(2) リサイクル型都市づくり	12
(3) 都市基盤整備と質の高いまちづくり	12

2. 基本施策	13
(1) 安全でゆとりと潤いのあるまちづくり	
〔生活環境・都市景観〕	13
①防災対策の充実	13
②生活道路・交通体系の整備	13
③下水道の整備	14
④水と緑の保全	14
⑤環境管理の推進	14
⑥都市景観の創造	15
(2) ふれあいといきがいのあるまちづくり	
〔健康・福祉・コミュニティ〕	15
①健康づくりの推進	15
②在宅保健福祉サービスの充実	15
③施設サービスの充実	16
④福祉のまちづくりの推進	16
⑤コミュニティの育成	16
(3) 人をはぐくみ、文化を創造するまちづくり	
〔教育・文化〕	17
①学校教育の充実	17
②生涯学習の振興	17
③青少年の健全育成	18
④スポーツ・レクリエーションの振興	18
⑤地域文化の振興	18
⑥国際交流・国際化の推進	18
⑦女性の社会参加と男女平等の風土づくりの推進	19
(4) 個性と活気にあふれた発展するまちづくり	
〔都市整備・産業〕	19
①南部地域の開発整備	19
②市街地の再整備	20
③基幹道路の整備	20
④商工業の振興	20
⑤都市農業の振興	20

⑥消費生活の安定・充実	21
IV. 基本構想実現のために	22
(1) 市民参加・協働の推進	22
(2) 総合調整型行政の展開	22
(3) 行財政運営の効率化	22
(4) 情報化の推進	23
(5) 計画行政の推進	23
(6) 広域行政の展開	23
おわりに	24

はじめに

国立市は、第一期の基本構想以来20年間、「人間を大切にする」ことをまちづくりの基本的合意とし、市民と市政のたゆまぬ努力のもとに、緑豊かな文教都市づくりをすすめてきた。第三期の基本構想においても、この理念を継承し、歴史のなかで形成された“国立らしさ”を一層豊かなものとしていくため、市政の基本を次のように確認する。

「人間を大切にする」まち国立は、すべての市民が安心して健康で潤いのある生活を営むことのできるまちである。市政の基本的役割は、この実現へ向け、都市と生活の環境を整え、文化を育み、福祉をささえることである。市政のすべての施策はこの理念の達成に向けられなければならない。

われわれは、第一期、第二期の基本構想のさらなる発展を期するとともに、21世紀に向かつてのさまざまな変化に的確に対応して、将来の世代に誇りをもって引き継ぐことのできるまちづくりを果たすための長期的かつ総合的な指針として、計画期間を平成8年度から平成17年度とする第三期基本構想を策定する。

I . まちづくりの視点

都市も人間と同様に生きており、歳月を重ねながら成長していく。まちづくりをすすめるにあたっては、国立市のもつ、自然的・歴史的・文化的・社会的特性を認識するとともに、今後10年間に予測される社会環境の変化についての考察が必要である。

1. 国立市のなりたちと特性

(1) 多様な市民がつどう魅力的なまち

国立は、江戸時代には甲州街道を中心に農村地帯として集落が形成されていた。“谷保地域”の歴史は縄文時代までさかのぼることができ、南養寺の遺跡がそれを物語っているが、この地域には、農耕文化や地域共同体の意識が今でも引き継がれている。

谷保の人々に“ヤマ”と呼ばれ、薪取りなどの場であった今の国立駅周辺は、70年前に、日本では数少ない大学を核にしたまちとして開発された。一橋大学をはじめとして、多くの個性的な学校などが設置され、この近郊学園都市に共感した人々が徐々に集まり、学び、育っていく過程で、国立独自の教育を基礎とした文化が形成された。

昭和30年代後半に、現在の富士見台地域において、大規模な土地区画整理事業により、公団住宅を中心とするまちづくりが行われ、新しい生活様式と文化が形成された。

このようなまちなりたちから、国立には谷保の歴史と文化をもっている人たち、学園都市をつくってきた人たち、団地に移り住んできた人たちなど、異なるふるさとや、価値観、美意識をもつさまざまな人たちが、生活を営んでいる。さらに、教育機関などに学ぶ人たちや、散策に訪れる人も少なくない。

国立の良さは、これらの市民が「文教都市」という独自のまちの雰囲気
を共有し、そのことが市民のアイデンティティの大きな核となり、
それぞれの文化が融合しあっているところにある。今後は、これらの
市民が互いに尊重しあい、その活動をとおして、新たな文化とコミュ
ニティを形成し、これまで以上に魅力あるまちをつくることが求めら
れている。

(2) 個性豊かな顔をもつ発展性のあるまち

国立市は、都心から26kmに位置する交通至便なまちであり、面積は
8.15km²と狭いが、特性を異にする地域によりなりたっている。

市の北部から中心部にかけては都市の基盤整備がすすんでおり、シ
ンボルである大学通り、さくら通りなどを中心におおむね良好なまち
なみが形成され、国立市の顔として広く一般に知られている。

一方、南部地域には、ハケとよばれる段丘崖や屋敷林などの緑、農
事と生活の水であった矢川をはじめとする清流や湧水も数多くあり、
都心から近いところにもありながらも、自然や昔ながらの風景が残っ
ている。さらに、谷保天満宮、城山、南養寺など後世に伝えていくべき
貴重な文化遺産も少なくない。

しかしながら、南部地域は、都市・生活基盤の整備が立ち遅れてい
る。この地域の生活環境の向上をはかり、将来の豊かな「文教都市く
にたち」を創造していくためには、道路交通の要衝としての良好な立
地特性を活かし、自然環境との調和をはかり、計画的な開発整備を行
っていくことが肝要である。

(3) 市民が創る文化的なまち

国立市は、市域のおよそ3分の1にあたる地区が“文教地区”とし

て指定されている文化的なまちであるが、このことは、戦後、市民自らが住環境や教育環境をまもるために立ちあがり、まちづくりをなし遂げてきた成果である。また最近では、国立独自の都市景観形成に対する意識の高まりもみられる。

まちの環境浄化運動の歴史と文化的風土は、市民の誇りであり、まちづくりの伝統として、平和を願う市民のなかに生き続けている。また、南部地域に昔から培われてきた地域の連帯意識や自然との共生観などは、今後のまちづくりにとって示唆となる。

わたくしたちは、新しい時代に対応するまちづくりの基調として、これらのよき伝統を継承していくことが必要である。

2. 社会経済情勢の展望 -21世紀の到来-

(1) 少子・高齢社会に向けて

国立市においては、2000年には65歳以上の高齢者が人口の約14%を占めると推計され、その後も増加するものと考えられる。これに加え、価値観の多様化や女性の社会進出、生活様式の変化にともない、少子社会が進展し、若年層の比率低下が予測される。

このような社会環境の変化にともない、行政には、健康・いきがい・医療・在宅福祉などの総合的な保健・福祉サービスシステムを確立することや、次世代をになう子どもたちが、社会の一員として健やかに成長することのできる包容力のある地域社会づくりが求められてくる。

(2) 成熟化社会に向けて

生活水準の向上や余暇時間の増大、高齢化の進展などにより、これからは、家庭、地域、文化、心といった精神的な豊かさを積極的に求める傾向が強まり、また、ますます個人の価値観や意識の多様化がす

すみ、多様な選択肢と充足感のある地域社会が求められてくる。とくに国立においては、良好な都市景観の形成が一層重要な課題となってくる。

これらに対応するため、行政は、市民が文化的・社会的活動のできる環境づくりをすすめる、生涯学習の場と機会の提供に努めるとともに、とりわけ、ゆとりと潤いのある美しい生活空間を創りあげていくことが重要となる。

また、新しい時代に対応したコミュニティの育成と地域住民の活発な交流などにより地域の活性化をはかり、全市的に豊かで個性的な地域社会づくりをすすめる、国立らしい地域文化を創造していくことが必要となる。

(3) 社会経済情勢の変化への対応

少子・高齢社会の到来、成熟化社会、国際化および高度情報化の進展、環境問題への意識の高まりなどにより、行政需要の複雑・多様化が確実にすすんでいる。とくに、環境問題は、都市や人間の活動と自然との共生が、地球全体の持続的発展にとって不可欠なものであることから、行政はもとより、地域社会が協力しあい取り組むべき今後の大きな課題となっている。

また、今後の10年間を展望すれば、経済は低成長が定着することが予測され、現在の極めて硬直化した財政状況を考慮すると、社会資本の整備や高齢社会をささえるための財源確保が緊要の課題となる。

社会経済情勢の変化に的確に対応し、確実に市民福祉の向上に資するためには、堅実な行財政運営と施策の重点化をはかり、行政と市民の役割やその守備範囲を見直すなど、不断の行財政改革を強力に実行していくことが必要となる。

II. まちづくりの目標

まちづくりの目標を設定するにあたって、まず、市民と都市の理想像を明らかにする。次に、まちづくりの経過と国立市を取り巻くさまざまな社会的変化や環境を客観的に認識し、本構想の目標年次である2005年のまちのすがたを描きだし、市民と市政がめざすべき都市の目標とする。また、これを展望した将来人口の規模と土地利用の方向をしめす。

1. 市民像

まちづくりの主体は市民一人ひとりである。国立市民としての自覚と協調のなかに、あすの国立はある。このことをふまえ、市民像を次のように設定する。

- ・ 自然を愛し、自然に学び、自然とともに生きる市民
- ・ まちを愛し、まちと文化を創造し、まちとともにあゆむ市民
- ・ 人間を愛し、広く社会の平和を求め、ともに認めあいささえあう市民

2. 都市像

都市像を「文教都市くにたち」とし、これをささえる言葉として

“緑と文化とふれあい” (Green-Culture-Community)

を設定する。

この都市像は、市民および市政が地域で育まれてきた文化との調和や自然との限りない共生を求め、安全・快適・健康な市民生活を確保するとともに、国立にふさわしい教育と文化を創造することにより実現される。

3. 2005年の国立 —いきいきとした文化都市の創造をめざして—

21世紀へ向かい、社会の成熟化とともに、価値観の変化が顕著になり、ゆとり、やすらぎなど心豊かな地域社会づくりが求められるが、そのためには同時に、まちに活力がありいきいきとしていることが必要である。

このことをふまえ、めざすべき“2005年の国立”の理想、すなわちまちづくりの目標を次のように設定する。

(1) 緑豊かでふれあいのあるまち

- ・ 高齢者や障害をもつ人々が、いきいきと生活しているまち
- ・ 空が広く、端正なまちなみのつづくまち
- ・ ハケの緑や湧水が豊かで、蛍のとびかうまち

(2) 誇りをもって次世代へ引き継ぐまち

- ・ 都市の基盤整備がすすみ、隅々まで文教都市の香りがするまち
- ・ 歴史的文化的遺産や自然が保全され、資源が循環するまち
- ・ 子どもたちが、水に親しみ土とたわむれ、のびやかに育つまち

(3) 人が交わり文化を創造するまち

- ・ 個性的な店に魅かれ、人々がつどいにぎわうまち
- ・ 市民が、大学や学校と気軽に交流している生涯学習のまち
- ・ 多様な文化や価値観をもつ人々が、いき交い心の通いあうまち

4. 将来人口の設定

良好な住環境を確保し、まちの活性化と質の高いまちづくりの実現をめざして、将来人口を8万人と設定する。

また、いきいきとした、にぎわいのあるまちづくりのため、交流人

口の拡大をめざす。

5. 土地利用の方向

土地は、現在および将来における市民の生活や生産のための限られた貴重な資産であり、社会的・経済的および文化的諸活動の共通の基盤として適正に利用されなければならない。

(1) 土地利用の現状と課題

国立駅を中心とする地域および富士見台地域において、計画的な大規模開発が行われ、住宅都市としての土地利用がすすめられてきた。その結果、個性ある整然としたまちなみと市民共有の美しい都市景観が形成されている。しかし、近年、既成商業地の再整備や、高層ビル建設問題を契機とした都市景観形成などが新しい課題として発生している。

一方、南部地域については、都市基盤整備の進展がみられる地区もあるが、スプロール化も進行しており、計画的な土地利用が大きな課題となっている。

(2) 土地利用の方向

国立市は、北地域、国立地区、富士見台地域、南部地域の4つの地域からなりたち、それぞれ異なった立地条件と環境をもっている。したがって、市全域の土地利用の方向を画一的に扱うことはできないが、全体として「文教都市くにたち」のイメージを共通の認識とする、均衡ある発展をめざした土地利用をすすめる必要がある。

具体的には各地域のもつ立地条件を活かし、自然との調和や都市景観に配慮し、良好な住環境の確保と都市の活性化をめざして計画的な土地利用を積極的に推進する。

Ⅲ．まちづくりの施策

まちづくりの目標を達成するためには、すべての分野の基礎的な施策を着実に実施することはいうまでもないが、今後の社会経済情勢を展望すれば、高齢社会の到来や環境問題への対応など時代が要請する課題と、国立固有のまちづくりの課題に、重点的に取り組む必要がある。

このため、まず、今後10年間に国立市がとくに推進すべき重点施策をしめし、あわせて基本施策を明らかにする。

1．重点施策

(1) 高齢者が安心して暮らし活躍するまちづくり

平均寿命の伸長により、長寿を享受できる社会が実現した。これからの高齢社会は、市民が人生80年という生涯の広がりに応じ、幼少期からのすべてのライフステージを充実して生活することができる長寿社会とならなければならない。

したがって、市民の健康づくりや保健・医療、福祉や生涯学習・スポーツ・レクリエーション、まちづくりやコミュニティの育成など、総合的な施策の展開をすすめ、長寿社会に対応したシステムを創りあげていく必要がある。とりわけ、高齢者自らが充実した生活設計を描き暮らしていくため、生涯学習の充実、働く場の確保、コミュニティの育成などの施策を推進し、いきがいをもって活躍する場と機会を積極的に提供する。

また、ひとり暮らしや介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスと、訪問相談、訪問看護などの在宅保健

医療サービスの充実をはかり、地域社会と一体となった在宅保健福祉サービスシステムを確立する。

(2) リサイクル型都市づくり

今日の環境問題は、産業公害、都市生活型環境問題、地球規模の環境問題が複雑にからみあい、環境への負荷がひとつの地域社会の問題にとどまらず、広域的、国際的なつながりを有し、しかも、将来の世代にも影響を与える時間的広がりをもっている。

国立市は、この現実をふまえ、都市生活型の環境問題へ対応するとどまらず、地下水や緑といった自然環境の保全やごみ問題への対応など、環境管理の視点から「省資源・資源循環型都市」への転換に取り組む必要がある。

とくに、ごみ問題は、すべての市民生活にかかわりをもつだけでなく、その処理は基礎自治体の責務であることから、国立市にとって極めて重要な課題である。したがって、消費を極力抑制し、ごみの減量をはかるため、これまでごみとして処理されたものが、資源としてまちのなかで有効利用されるよう、リサイクルの情報・場の提供、素材別分別収集の徹底や広域的なリサイクルシステムづくりなどを推進し、リサイクル型都市を確立する。

(3) 都市基盤整備と質の高いまちづくり

福祉や教育・文化、環境問題などに的確に対応し、豊かな市民生活を実現するためには、都市の活力を維持・増進することが不可欠であるが、高齢化や経済の低成長が漸次進行していくことを考慮すると、国立市にとって今後の10年間は、都市活力を高める重要な期間である。

したがって、良好な住環境を維持し、自然との調和や都市景観の形

成をはかりながら、既成市街地の再整備や南部地域の都市・生活基盤の整備をすすめ、生活環境の向上、定住人口の増加をはかるとともに、国立にふさわしい産業の育成・誘致により、質の高い都市の創造を推進する必要がある。

とりわけ、南部地域は、伝統に裏打ちされた文化と豊かな土地空間を有しており、その整備・開発は、経済面のみならず文化的にも国立の将来を大きく左右する重要性をもつことを認識し、土地の高度利用をすすめ未来へ向けた整備を積極的に推進する。

2. 基本施策

(1) 安全でゆとりと潤いのあるまちづくり

〔生活環境・都市景観〕

これまで国立が育んできた自然環境や歴史的・文化的風土をふまえ、安全でゆとりと潤いのある美しいまちをめざし、生活環境の整備を推進する。

① 防災対策の充実

- ・ 直下型地震がもたらす被害の甚大さを念頭におき、市民の生命と財産を守るため、新たな被害想定に基づき、地域防災計画を見直す。
- ・ 災害時の応急対応能力の強化や災害備蓄品の充実など、総合的な防災事業をすすめる。
- ・ 都市基盤整備や住環境整備とあわせ、防災設備を整備・充実する。
- ・ “国立のまちは、自分たちの手でまもる” という防災意識の高揚をはかり、非常時のためのコミュニティづくりをすすめる。

② 生活道路・交通体系の整備

- ・ 生活空間の拡大や利便性の向上をはかるため、ハケ上道路などの

生活道路を整備する。

- ・ 人・自転車・自動車が共存できるよう交通安全施設、交通体系を整備する。
- ・ 高齢者や障害をもつ人々などの利便を考慮し、公共輸送機関の機能拡大をはかる。

③ 下水道の整備

- ・ 人口普及率100 %を達成したことから、今後は、南部地域のまちづくりの進展にあわせ、雨水幹線など下水道施設を整備する。
- ・ 下水道への雨水の流入抑制と水資源の涵養のため、雨水の地下への還元をすすめる。

④ 水と緑の保全

- ・ 貴重な資産としての矢川や湧水、ハケなどの自然環境の保全に努める。
- ・ 生活に潤いとやすらぎを与える公園や緑地を整備・拡充する。
- ・ 公共施設の緑化や生け垣の奨励などにより市街地の緑化と緑の保全をすすめ、湧水や多摩川、自然樹林地を結ぶ水と緑のネットワークづくりに努める。

⑤ 環境管理の推進

- ・ 騒音など各種公害に対し、監視体制の整備と指導を充実する。
- ・ 市民の協力を得るなかで、地下水の保全、ごみのリサイクルの推進など総合的な資源循環型システムづくりをすすめる。
- ・ 環境に配慮した清掃工場を建設する。
- ・ 素材別分別収集の徹底やリサイクルセンターの充実などにより、ごみの減量と資源の有効利用をはかる。

- ・ 清潔で美しいまちづくりを推進するための啓発活動を行う。

⑥ 都市景観の創造

- ・ 市民の理解と協調を得て、都市景観マスタープランを策定し、総合的に景観形成施策を推進する。
- ・ 都市景観形成に関する条例を制定する。

(2) ふれあいといきがいのあるまちづくり

〔健康・福祉・コミュニティ〕

すべての市民が健やかに生活をおくれるよう、健康の保持・増進、地域医療の充実を期するとともに、高齢者や障害をもつ人々が住み慣れた地域で、自立し安心して暮らすことができ、子どもや青少年が健やかに成長できる社会をつくることが肝要であり、地域福祉施策の充実と地域活動の展開をはかる。

① 健康づくりの推進

- ・ 市民自らが日常生活のなかで、健康づくりが実践できるよう情報・機会・場の提供に努める。
- ・ 地域医療機関との連携を強化し、予防、医療、リハビリテーションなど、一貫性のある保健医療サービス体制を整備する。

② 在宅保健福祉サービスの充実

- ・ 高齢者、障害をもつ人々などができる限り住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービス、食事サービス、住宅の確保など在宅福祉サービスを充実する。
- ・ 訪問相談、訪問看護、機能訓練など在宅保健医療サービスを充実し、総合的な在宅保健福祉サービスを推進する。

③施設サービスの充実

- ・ 特別養護老人ホームなど入所施設を確保する。
- ・ 高齢者在宅サービスセンター、ショートステイサービスなど、通所施設サービスを充実する。
- ・ 保育所などを充実し、子どもたちの健やかな成長と女性の社会参加を支援する。また、地域における子育て支援の拠点施設として保育所などの機能・知識・経験の活用をはかる。
- ・ 子どもの遊び場を確保・充実する。

④福祉のまちづくりの推進

- ・ 公共施設については、あらゆる人々にとって安全で行動しやすい構造にするなど、福祉の視点に立った都市環境の整備をはかる。また、民間の建築物についても、同様の観点から誘導に努める。
- ・ 高齢者や障害をもつ人々などがいきがいをもって暮らせるよう、シルバー人材センターの充実・強化や民間福祉団体、関係機関との連携を深め、働く場の確保・拡充や地域社会への参加を促進する。
- ・ 市民がボランティア活動に喜びをもって参加できるよう、児童・生徒のボランティア教育の推進やボランティアセンターの充実などをはかり、その環境を整備する。

⑤コミュニティの育成

- ・ 市民が地域において自主的活動を展開することができるよう、市民の参加を得て、情報の提供、リーダーの養成・確保など活動の援助を行うとともに、地域相互のネットワークづくりに努める。
- ・ 地域福祉館、学校など既存施設の有効活用をはかるなど、拠点となる活動の場を体系的に整備する。

地域施設の市民による自主的管理・運営を推進し、コミュニティ意識の醸成に努める。

(3) 人をはぐくみ、文化を創造するまちづくり

〔教育・文化〕

国立は、文教都市として教育を重視してきた。この伝統をふまえ、人権を守り、人格を尊重する教育、一人ひとりの個性を大切にし、豊かな人間性と自主的な精神を育む教育、生涯にわたっていきがいに満ちた市民生活を営める教育を推進する。また、国立の歴史と風土に根ざした個性的で魅力ある地域文化の創造をはかるとともに、国籍や年齢、性別を問わず、ともに地域社会づくりに参画し、文化を創造するための環境づくりを推進する。

① 学校教育の充実

- ・ 学校・家庭・地域の緊密な連携のもとに、教師と子どもたちのふれあいを深め、自主性と創造力に富む人間性豊かな児童・生徒の育成に努める。
- ・ 基礎的能力の育成、豊かな個性の伸長と可能性の開花をめざし、自主的・自発的学習を促進する教育内容の向上をはかる。
- ・ 地域に開かれ、環境問題や高齢化・国際化など社会の変化に主体的に対応できる能力を育成する学校教育を推進する。
- ・ 児童・生徒の心とからだを育むため、学校教育環境や施設を充実・整備し、さらに創意工夫を凝らした学校づくりに努める。

② 生涯学習の振興

- ・ だれもが、生涯にわたって充実した生活をおくり、自己実現がはかれるよう、施設の整備など生涯学習の場と機会の提供に努める。

- ・ 生涯学習の観点から社会教育施策を積極的に推進する。
- ・ 国立の特性を活かし、市内の教育機関などとの連携を深め、生涯学習の環境整備に努める。

③ 青少年の健全育成

- ・ 学校週五日制の完全実施に対応し、地域・家庭の教育力の充実をはかり、学校および行政の連携のもと、青少年の諸活動の活性化に努める。
- ・ 青少年団体やリーダーの育成など、青少年を取りまく環境を整備する。

④ スポーツ・レクリエーションの振興

- ・ 子どもから高齢者までが、生活を楽しみ、健康づくりや心身をきたえるなど、幅広い目的に応じたスポーツ・レクリエーション活動の機会を、関係団体との連携を深め拡充する。
- ・ 施設の確保に努め、指導者の養成など指導・相談体制を充実する。

⑤ 地域文化の振興

- ・ 文化施設を整備し、市民の自主的・創造的文化活動の振興に努める。
- ・ 伝承文化の継承、文化遺産の記録・保護・公開など歴史を伝える施策を推進する。

⑥ 国際交流・国際化の推進

- ・ 市民一人ひとりが、各々の国の歴史や文化と多様な価値観を認めあい、ともに共存できるよう、青少年海外派遣など国際交流をすすめる。

- ・ 市民の幅広い交流活動を支援し、平和への関心を高め、国際理解を深める。
- ・ 外国人の日常生活における安全性や利便性に配慮した生活環境の整備をすすめる。

⑦女性の社会参加と男女平等の風土づくりの推進

- ・ 女性が主体的に社会活動や政策形成過程に参画し、意見が反映できる機会の拡大をはかる。
- ・ 固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見の解消に努め、男女平等の社会的風土づくりをすすめる。

(4)個性と活気にあふれた発展するまちづくり

〔都市整備・産業〕

国立市の将来を展望し、より一層の発展をめざしたまちづくりを実現するため、都市施設の整備と土地の有効利用をはかる。また、まちづくりと連動し、国立にふさわしい地域産業の育成と企業の誘致に努め、個性豊かで活力にあふれたまちづくりを推進する。

①南部地域の開発整備

- ・ 良好な都市機能の確保という観点から、道路、公園など必需的な都市基盤整備を積極的に推進する。
- ・ ハケ上地域などの住居系の土地利用をはかる地区は、文化的・自然的環境を活かした整備を推進する。
- ・ 中央高速道路のインターチェンジを中心とする地区は、立地条件を認識し、業務・商業・文化などの複合業務地として、地域と一体となった開発整備を行い、付加価値の高い土地利用を積極的に推進する。

②市街地の再整備

- ・ 国立駅周辺の市街地は、道路・駐車場・駐輪場など都市施設の整備と計画的な再整備をすすめ、商業機能の充実・強化をはかる。
- ・ 潜在力を有する低未利用地については、計画的な質の高い土地利用に努める。
- ・ 道路整備や民間開発などの機会をとらえ、緑豊かで快適な住宅地の整備をすすめる。
- ・ JR中央線の連続立体交差化事業にともない、国立・立川間の新駅設置と周辺整備の合意形成をはかり、これを推進する。

③基幹道路の整備

- ・ 防災機能の向上や交通渋滞解消のため、まちづくりの方向や近隣の道路整備計画との整合、地域環境との調和に配慮し、整備をすすめる。
- ・ 市民の利便性の向上、均衡ある発展を考慮し、円滑な南北交通路の確保に努める。

④商工業の振興

- ・ 人と自動車の共存を考慮し、安心して散策のできるまちなみの形成や、国立の個性を強調した商業環境づくりを推進する。
- ・ 商工団体と連携し、文教都市にふさわしい文化的な商業の核づくりや特色ある商店街づくりをすすめる。
- ・ 南部地域については、産業立地の条件を整備し、地域の特性を活かした、国立にふさわしい都市型産業の育成と誘致に努める。

⑤都市農業の振興

- ・ 南部地域の計画的な土地利用をすすめ、農業緑地を都市の貴重な

資源として保全し、農業生産基盤の整備をすすめる。

- ・ 農業団体と連携し、後継者の育成や新しい農業技術の導入、農産物の特産化などをはかり、都市型農業の振興に努める。
- ・ 市民の農業への理解を深めるため、土と親しむ場の提供や安全で新鮮な農作物の提供など、市民と生産者が直接ふれあう施策を推進する。

⑥消費生活の安定・充実

- ・ 多様化する消費生活に対応し、食品・商品・サービスなどの安全性を確保するために必要な情報・知識の提供や相談業務の充実などを推進する。
- ・ 消費生活の質的向上のため、省エネルギー・資源の有効利用、地域産業との交流などの施策を推進する。

IV. 基本構想実現のために

国立市のまちづくりの目標とこれを達成するための基本施策は、すでに明らかにしたとおりであるが、ここでは、本構想を実現するための基本姿勢、すなわち施策推進にあたっての基本方針を確認する。

(1) 市民参加・協働の推進

社会経済情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応した行政運営を推進するためには、自治の担い手としての市民が、政策形成・執行過程に参画することが不可欠である。

このため、行政情報の公開、政策広聴の実施とあわせ、市民が自覚と責任をもち、主体的に行政に参加する機会の拡大をはかり、ともにまちづくりを推進していく。

(2) 総合調整型行政の展開

社会の複雑・高度化、地方分権化、市民意識の多様化などがすすむなかで、これからの基礎自治体は、市民と一体となって創意に満ちたまちづくりをすすめる必要がある。

このため、地域社会の諸活動とまちづくりの方向が整合するよう調整機能の強化をはかる。また、各施策間の整合をはかり総合性のある政策を展開する調整力に富んだ行政運営を推進する。

(3) 行財政運営の効率化

現下の硬直化した厳しい財政状況のもとにあって、まちづくりの目標を達成するためには、基本施策推進の裏づけとなる財源の確保がなされなければならない。

このため、国立市の特性に配慮し、自主財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直し、第三セクターの活用など民間活力の導入、職

員の資質向上などにより、行財政運営の効率化をはかり、地方自治の充実に向け、積極的な行政運営と健全財政の確立に努める。

(4) 情報化の推進

情報化の進展は、経済や産業活動だけでなく、市民生活や市民の意識、価値観にまで大きな影響を与えており、市民生活の充実と地域社会の活性化をはかるうえでこれへの対応が重要な課題となっている。

今後は、情報化社会の進展を考慮し、新たな情報メディアの活用とシステムの充実により、市民サービスの向上をはかる。

(5) 計画行政の推進

行政需要が多様化し拡大するなかで、行政に対する市民の満足度を高めるためには、限りある財源を長期的な観点から、最適に配分し、効果的に運用しなければならない。このためには、施策の体系化と優先順位の設定が不可欠である。

まちづくりの目標の着実な達成をめざして、本構想に基づく各種計画を策定し、行財政運営を計画的に推進する。

(6) 広域行政の展開

これまで広域行政は、ごみ処理など、おもに効率性の観点から行われてきたが、生活圏・通勤圏の拡大などにより、自治体の区域を越えた、総合的な視点に立ったまちづくりや交通・文化・スポーツなどの行政課題に対応することが求められている。

このため、今後は、市民サービスの向上の観点からも、関係自治体との連携を強化し、広域行政を推進する。

おわりに

第三期基本構想は、国立市のまちづくりの伝統をふまえ、現在の状況を直視し、21世紀に向けて、市民の願いにこたえ、市民とともに歩む市政の指針として策定された。理想はもち続けることによってのみ実現されるものであり、ここに掲げたまちづくりの目標は、理想に基づく具体的な努力目標として提示されている。

これからの国立を拓くのは、市政の熱意と努力はもとより、ここで生活し、学び、働くことを喜び、誇りとする市民である。国立のまちづくりをささえるのは、市民の豊かな活動と一人ひとりの主体的な市政への参加であることを銘記して本構想の結びとする。

国立市第四期基本構想

国立市企画部政策推進室

目 次

I はじめに	1
II くにたちの将来像	
1. 将来像	3
2. 将来像を実現するための四つの視点	4
III 将来像を支えるために	
1. 人口	5
2. 土地の利用	5
3. 推進体制	6
IV 将来像を実現するために	
ひとを育てる・守る	8
ひとが生きる・暮らす	10
まちをつかう	12
まちをつくる	14
V おわりに	17

I はじめに

国立市は、第一期の基本構想で「人間を大切にするまちづくり」を目的に定めました。それから 30 年が経ちました。第二期、第三期の基本構想でも大切に守られてきた「人間を大切にするまちづくり」は、「国立市平和都市宣言」や「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」にもいかされています。

わたしたちは、これからも誰もが安心して暮らすことができ、自然を大切にし、豊かな心をはぐくむ「人間を大切にするまち」をつくっていきます。そのためには、くにたちに暮らす全ての人が、つなぎ・つながるコミュニティのあり方を考えていかなければなりません。なぜなら、コミュニティは「人間を大切にするまち」くにたちの基本的かつ重要な要素だからです。

一方で、くにたちを取り巻く社会情勢や自然環境は、日々変化しています。市民と行政や議会は、それぞれの立場を理解し、尊重しながら協働していく必要があります。そのためには、市民どうしや、市民と行政や議会との情報共有を、より一層充実させなければなりません。

また、市民の声を市政に反映させるために、市民参加や市民参画の場を増やすことも必要です。大規模な住宅建設、都市計画道路の整備、鉄道の連続立体交差化などによって、くにたちの環境は大きく変わりつつあります。こうした環境の変化についての認識や情報を、できるだけ多くの市民が共有し、自らの問題として考えながら、「人間を大切にするまち」くにたちをつくっていかなければなりません。

「人間を大切にするまち」くにたちの実現は、第四期の基本構想の大きな目標であり、わたしたちの誇りです。この礎を大切にしながら、市民と行政や議会がともに手をたずさえ、身近な生きものや自然も大切に思い、これからのくにたちをはぐくんでいきます。

国立市第四期基本構想は、10 年を期間とします。

そして、未来にむけてくにたちの将来像を実現していきます。

Ⅱ くにたちの将来像

1. 将来像

わたしたちは、「文教都市くにたち」を“都市像”として、教育、自然、文化、まちなみ、つながりを尊重した「人間を大切にするまち」を目指してきました。

人がまちをつくり、人はそのまちに育てられていきます。一人ひとりがその自覚をもち、これまで受け継いできたものをさらに心豊かなものにし、次の世代につなげていかなくってはなりません。わたしたちくにたち市民は、平和に生き、「人間を大切にするまち」を再認識して、「文教都市くにたち」のあるべき姿を見つめ直し、育て、生活に根ざしたものにしていきます。

このことを踏まえ、くにたちの将来像を次のように描きます。

●人びとのつながりを大切にし、互いを認めあい、ともに暮らしています

言葉を交わし、あいさつを通じて出会いが生まれ、さらに人びとのつながりがひろがっていきます。そこには互いを認めあい、支えあう想いもあります。くにたちに関わる全ての人びとの自覚と意識と協調が、くにたちをつくっていきます。

●子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります

子どもたちが、まちかどや路地で楽しそうに遊び、そのそばで立ち話をしている人たちがいます。高齢者もしょうがいしゃも安心して快適に暮らしています。人びとは行き交い、お店や通りは活気にあふれ、みんな楽しく過ごしています。

●季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります

人びとは、四季折々の彩りを楽しみながら心豊かに暮らしています。さまざまな生きものの暮らしも大切にされています。そこには音楽があり、絵画があり、人びとの語りがあり、文化や歴史が息づいています。

2. 将来像を実現するための四つの視点

この基本構想では、くにたちの三つの将来像を実現していくために、市民“ひと”の暮らしと、そのための場所である都市“まち”から見ることにします。自治体をつくる最も基本的なものであると同時に、さまざまな要素から成り立っているひとの暮らしとまちに対し、将来像を実現するための手段“しくみ”として、四つの視点を示します。

四つの視点は織りあわせられ、将来のくにたちの全体像をつくります。そして、それぞれの視点に基づいて行われる事業は、相互の関連や横のつながりを重視して実施します。

●ひとを育てる、守る

福祉、教育など、このまちで人が成長し、そしてこのまちに関わるさまざまな人びとを守っていくための視点です。

●ひとが生きる、暮らす

コミュニティ、平和、人権、日々の暮らしに関わることなど、このまちで生きていく一人ひとりが安心して暮らしていくために欠かせない視点です。

●まちをつかう

産業、道路、環境、防災など、今のまちを使って賑わいや安全な暮らしにいかしていくための視点です。

●まちをつくる

景観、自然、都市環境など、まちを形づくるものや、その骨格となる水やみどりについての視点です。

Ⅲ 将来像を支えるために

1. 人口

この基本構想では、人口推計の最大値を参考に、上限を最大8万人とします。まちの活性化を図り、心地よい生活環境を保つために、急激な人口の増減を避け、あらゆる年齢層がともに支えあうまちを目指します。

2. 土地の利用

国立市は、「人間を大切にするまち」を基本としています。まちづくりの基盤となる土地は、市民の限られた貴重な財産として、将来にわたり有効に活用していく必要があります。くにたちには地域ごとに特徴ある歴史、地形などがあるため、地域の特性を大切にし、土地の利用は「くにたちの将来像」を目標にしていきます。

●地域の歴史や特徴にあわせた土地の利用

くにたちの歴史、文化、地形、自然を尊重し、便利さだけでなく個性と魅力がある土地の利用が望まれます。住みやすい都市環境をつくっていくため、地域の状況や提案を土地の利用に反映させていきます。

●美しいまちなみを守り、育てる

美しいまちは市民の意識の中から生まれます。美しいまちを守り、育てるには行政が責任をもち、市民、事業者、関係団体と互いの立場を尊重し、連携、協力していく必要があります。行政は市民の主体的な活動を支援していきます。

●みんなで話し合っつくるまち

まちづくりの情報を広く紹介、共有し、市民の知識、経験をまちづくりにいかしていく必要があります。そのためには行政各部課が連携して地域、教育機関、関係団体に働きかけ、市民の関心を高めて互いに話しあい、協力関係のもとに将来を見据えた土地の利用をすすめていきます。

3. 推進体制

国立市は、この場所に住み、学び、働いている人びとが、行政機構と議会をつくることで成り立っています。学校や企業などの法人もまた市の重要な構成要素です。地方分権の進展により、自治体の果たす役割が一層重要になっていく中で、市政の運営は、主権者である市民、およびこのまちで暮らしている全ての人に対しての公平な情報とサービスの提供、市民参加の徹底、先進的かつ効果的な経営を基本にします。

●情報の保護と共有は基本です

個人情報の保護に最大限の配慮を行いながら、自治体の情報化をすすめ、市民との情報の共有を推進します。あわせて地域社会の情報化を推進します。具体的な計画の立案や施策の実施にあたっては、その情報をわかりやすい形で即時公開することを原則とします。

●市民参加をすすめます

各事業の計画、実施、検証のそれぞれの段階で可能な限り市民参加の機会をつくり、公平で開かれた行政を推進します。そして、参加する市民にも多様な価値観を相互に尊重すること、市民相互そして行政との合意形成への努力などが求められます。市民との信頼と協力を基本に、市民参加をすすめ、くに私たちはこうあってほしい、という市民の想いを実現していきます。

●効果的な行政経営を行います

公共と民間の仕事の範囲を的確に見定め、計画的な財政運営と健全で効率のよい行政経営を行うとともに、地方自治の担い手である職員の資質向上に努めます。

- ・組織は、社会の変化に迅速に対応するため極力簡素化し、定員、組織、事務分掌を常に見直していきます。
- ・施策の目的達成のために総合的な調整を行い、担当所管と実施責任を明らかにした上で、関係所管は緊密に連携して施策を実行します。
- ・公共サービスを向上させるため、必要に応じて他の自治体や行政機関と協力して、広域行政をすすめていきます。
- ・わかりやすい形で事務事業の成果を公表し、市民や外部の専門家による評価を実施

します。

- 産業の振興などによる地域の活性化で、税収など自主財源の安定を図ります。
- 市民との協働と情報公開を基本に、将来の公共サービスのあり方と範囲を検討し、民間の非営利組織や事業者の適正な活用、外郭団体の見直しなどを速やかに実施します。
- 地域の実態に即して、主体的かつ専門的に事務事業をすすめていくために、自主研究や研修の奨励、適正な人事評価などを行い、積極的、意欲的な職員を育成します。

IV 将来像を実現するために

将来像を実現するための四つの視点に基づいて、次のような方向で施策をすすめます。

ひとを育てる・守る【教育、子育て・子育て、福祉、文化】

古くからこの地域にあった子どもたちが育つ環境を守り、支えていくことは、これからも受け継いでいきたい想いの一つです。少子社会では特に、子どもが自ら育つ環境を整えつつ、子育て世代が孤立しないように地域で支えあっていく必要があります。また、しょうがいしゃ、乳幼児、高齢者などあらゆる立場の人びと、くにたちに関わるさまざまな人びとが、居心地がよい、住み心地がよいと感じるまちにしていきます。

●子育て・子育てがしやすい環境をつくる

同世代はもちろん、世代を超えて子育ての話をしたり、聞いたりできるような交流の場をつくり、孤立しがちな子育て世代を地域で支えます。また、あらゆる家庭で子育て・子育てがしやすい環境づくりを目指します。

- ・子どもに関わる施策についての総合窓口を設置します。
- ・子どもに関わる事業に子どもの声を取り入れ、参加・参画の機会を設けます。
- ・子どもの居場所をつくるなど、安全で充実した環境をつくれます。
- ・子どもや子育ての情報を得やすくし、子育てのネットワークをつくれます。
- ・仕事と両立しながら子育てができるように、職場にも働きかけていきます。

●地域で学校を支える

子どもたちは一日の生活の多くを学校で過ごしています。学校での時間が充実していることは、子どもが育っていく上で大切です。学校教育の環境を整備し、質を向上させていくためにも、子ども、保護者、学校、地域が一緒になって学校を充実させていくことが必要です。また、しょうがいしゃ、高齢者、いろいろな世代の人たちと日常的にふれあい、関わりあいがもてるような学校づくりをしていきます。

- ・幼児教育と学校教育、あるいは学校間の連携を図ります。
- ・学校の情報を積極的に公開します。
- ・学校施設と設備を広く開放し、地域コミュニティの起点とします。

- ・子どもにそなわる可能性を引き出し、命の尊さを学び、生きる力を育てていきます。
- ・健康なからだや生活を支える「食」について学ぶため、体験の場をつくるなど地域、家庭、学校が協力していきます。

●しょうがいしゃにとっても、高齢者にとっても、やさしさのあるまち

人は立場を変えてみることで始めて、何がどのようにあってほしいかに気づきます。しょうがいしゃや高齢者の視点や考えを共有しながら、その人がその人らしく暮らし、地域の人びととともに生きる社会を築きます。また、それを支えるバリアフリーを整えます。

- ・全ての人に、その人が望む自立を支援します。
- ・生きがいをもって暮らせるように、学習と就労の場を設けます。
- ・地域医療との連携を図ります。
- ・互いが支えあうボランティアの心を育てます。
- ・必要としている人の立場に立ったバリアフリーを図り、誰にとっても使いやすいまちをひろげます。

●くにたちの文化を受け継ぎ、つくる

祭り、伝統行事、文化財などこれまで培われてきた文化は、大切に守り、後世に残していかななくてはなりません。また、音楽、美術などにかこまれた、生活に潤いのある環境も、くにたちにとって貴重な財産です。こうした有形無形の文化を絶やさないよう伝え、さらに創造していきます。

- ・文化財を守り、残すとともに活用していきます。
- ・子どもたちにくにたちの自然や歴史、祭りや伝統行事を伝えていきます。
- ・市民の文化活動を積極的に応援します。
- ・いろいろな国の人びととともに暮らし、文化をひろげます。

ひとが生きる・暮らす【生活、健康、平和と人権】

市民一人ひとりが、いきいきとした暮らしができるようなまちにしたい。そのためには、市民どうしのよい関係が保たれること、心もからだも健康でいられるような環境が大切です。

●元氣なコミュニティをつくる

現代は、人と人の関係が希薄になっているといわれています。ここ数年の自然災害などから、人と人とのつながりが大切であることが再認識されています。時代にあった、地域やそれぞれの個人にあった交流やコミュニティが求められています。親しみやすく、楽しく、活発になるようなコミュニティを考えます。

- ・地域や世代をつなぐ環境を整えます。
- ・コミュニティのための情報を提供し、交流の機会と場を充実させます。
- ・地域や近隣どうしで、安全や安心をつくるしくみを考えます。
- ・子ども、高齢者、しょうがいしゃ、いろいろな国の人びととの交流を、さらに充実させます。
- ・暮らしの中で必要な情報を市民と共有するとともに、消費生活や法律などに関する相談体制を一層充実させます。
- ・いろいろなコミュニティなどが活動しやすい環境を整えます。

●心とからだの健康を応援する

心身ともに健康であることを目標に、市民が自らの健康を管理し、改善できるような環境をつくります。そのために、健康に関する知識や情報を提供するだけでなく、市民の参加によって地域の健康づくりに関する計画をつくり、行政各部課が協力して実施していきます。さらに、余暇をいかした活動を通じ、共通の趣味でつながるコミュニティづくりを応援します。

- ・心とからだの健康について、相談できる場を充実させます。
- ・予防医療や予防介護を充実させます。
- ・身近な生きものを大切にし、命の尊さを学びます。
- ・いつでも、誰でも、どこでも、気軽に運動ができる環境をつくります。

- ・食品、水、空気を安心して口にできる環境を維持します。
- ・心のバリアフリー化をすすめます。

●学びで人が出会い、つながる

市民一人ひとりが主体的に学び、活動することによって、誰もが生きがいのある暮らしをおくることができる環境を整えます。また、多様な学びの場で人材を育成し、豊かなコミュニティ活動をはぐくみます。

- ・いつでも、誰でも、どこでも、気軽に学ぶことができる環境を整えます。
- ・市民向け講座を充実させ、気軽に学び、活動できるしくみを考えます。
- ・くにたちに関わる人材を活用するとともに、学習の成果を地域にいかすしくみを考えます。
- ・大学や専門学校などの高等教育機関との連携を図り、系統的・専門的学習を充実させます。
- ・公民館や図書館などの社会教育施設、学校などの教育機関と、市民の自主的な活動との連携をすすめます。

●平和と人権を市民とともに考える

平和であること、差別や偏見がないことは、人が生きていく上であたりまえのことです。どんな立場の人とも理解しあえるようにするまちなにしていくことが大切です。日々の生活でも、一人ひとりが視点を変え、立場を変えて見ることで、互いを認めあう環境をつくれます。

- ・一人ひとりが、互いの存在を大切に考えます。
- ・どんな立場の人も、あたりまえに暮らすことができるまちなにします。
- ・保護者、地域、行政が見守る中で、子どもが自分らしく育っていくことのできる環境を整えます。
- ・男女がともに支えあい、互いに尊重し、いきいきと活動できる地域づくりをします。
- ・一人ひとりが平和に生きることができまちなをつくり、平和への強い意思を世界に発信していきます。

まちをつかう【産業、道路、環境、公共施設、防災】

まちは、市民の自由で活発な活動が行われる舞台です。先人が築いてきた景観、都市の基盤、公共施設、人材などの地域資源をいかして、全ての人がいきいきと楽しみ、学び、暮らすことができる安全で安心なまちをつくります。

●働く人と働く場所のために

風格ある都市景観をもち、身近に文化や芸術を感じられるくにたちは、多くの人をひきつける魅力をもっています。身近な商店や産業を大切にして商工業を活性化し、新しい産業の創出を図り、積極的に企業を誘致するとともに、このまちで仕事を始める人や、その意欲のある人を応援します。

- ・くにたちの個性をいかして、たくさんの方が訪れる賑わうまちをつくります。
- ・行政は、消費者や事業者と協働で、地域に根ざした産業振興を計画的にすすめます。
- ・商店街では、人が歩きやすいようにみちを整備します。
- ・農業体験、地元農産物の流通支援などをすすめ、都市農業を発展させます。
- ・NPO活動の活性化を図るとともに、高齢者の知識や経験をいかす場をつくり、市民の積極的な社会参加を支援してまちの活性化を図ります。

●人と自然にやさしい、誰もがつかいやすいみち

歩行者が安全に行き交うことを基本に、公共交通や自転車を重視し、市民参加で道路を誰にでも使いやすいものにしていきます。

- ・都道や国道などの歩道が狭い場所については、改善を求めています。
- ・コミュニティバスくにつこをはじめ、事業者とも協力して公共交通を充実させます。
- ・自転車で移動しやすいみちや駐輪の場所を確保し、自転車と調和した違法駐輪のないまちをめざします。
- ・幹線道路から住宅街への通過車両の流入を抑制します。
- ・安全な通学路や散策が楽しめるみちを確保します。
- ・雨水を浸透させ、みどりを植えて自然にやさしいみちをつくります。
- ・道路をつくることにより、地域コミュニティや水とみどりが分断されないよう配慮します。

●よい環境をつくっていくために

近隣市、東京都、国とも協力して、ごみや環境問題の解決にむけた効果的な施策を実施し、自然環境の回復、復元に努めます。

- ・水、大気、土壌などの汚染、騒音、振動などを防ぎます。
- ・資源やエネルギーを大切にし、ごみの発生を抑え、リサイクルを推進します。
- ・公園や公共施設では生態系をいかした管理を行い、多くの生きものが住む豊かなみどりを守ります。

●公共施設などをよりつかいやすくする

利用者の時間や生活範囲のひろがりを踏まえ、公共施設などをより一層使いやすきものにしていきます。

- ・公共施設の利用時間などの見直しや改築などは、可能な限り市民参加ですすすめます。
- ・近隣市との施設の相互利用などをすすめます。
- ・老朽化した公共施設の補修や建て替えを計画的にすすめます。
- ・図書館や公民館などは、利用者の視点に立って、使い方、開館日、時間などの見直しをすすめます。
- ・大学、専門学校、高校などと連携し、施設の利用や開放についての協議をすすめ、実施していきます。

●安全で安心なまち

市民の生命と財産を守るため、災害に強い安全で安心なまちを目指します。

- ・学校などの敷地は、防災、都市景観、みどりなどの大切な拠点として、所有者との合意のもとに保全に努めます。
- ・電線の地中化をすすめ、道路上の構造物を少なくして人が歩きやすく、防災機能が高いみちをつくります。
- ・市内の全ての道路を緊急車両が入れるように整備をすすめます。
- ・安全で安心なまちをつくるため、地域活動の充実を図ります。

まちをつくる【景観、自然、都市環境】

全ての人々が安全で快適に過ごせることは、まちづくりの基本です。市民と行政が協力して、人びとに愛されるまちなみを守り育て、心のやすらぎとなる水やみどりをはぐくみ、市民が誇りをもっていつまでも住み続けたいまちをつくりたいです。

●心に残る美しいまちなみをつくる

くにたちには時代を越えて、多くの市民の努力でつくられた大学通りの景観や、歴史のあるみどり豊かな社寺林、やすらぎを与えてくれる農地などさまざまな風景があります。この美しい、市民の心の豊かさを支える原風景をいつまでも守り、後世に引き継いでいきます。

- ・いつまでも心のふるさととして季節ごとに思い出すことのできる、美しい原風景を残していきます。
- ・郷土の歴史を学び、美しいまちなみを市民共有の財産としてはぐくんでいきます。
- ・市民が誇れるまちなみや住環境を守るため、開発や建築については景観や周辺環境との調和を大切にします。
- ・まちなみの大切な要素として、時代を越えて地域にはぐくまれてきた建物や樹木は、所有者の協力を得て保全していきます。
- ・市民参加により策定された「国立市都市計画マスタープラン」や「国立市緑の基本計画」を実現していきます。

●水とみどりをはぐくむ

都市環境の向上や防災空間に役立ち、市民に四季の訪れを告げ、ゆとりとやすらぎを与えてくれる、いきいきとした水とみどりをはぐくみます。

- ・市民の憩いの場となる公園、緑地を確保し、それぞれの特徴をいかした整備をすすめる、個性あるみどりをはぐくみます。
- ・社寺林、屋敷林、ハケのみどり、農地、水路、集合住宅、教育施設、公共施設のみどりを保全していきます。
- ・公共施設は、地域ごとに特色のある樹種や密度に配慮した、質の高いみどりをはぐくみます。

- ・暮らしに潤いを与えてくれる川や湧水は、水と親しみ、生きものとふれあう環境として守り育てます。
- ・地下水や湧水を大切にするために、水循環に関する計画をすすめていきます。
- ・水とみどりに関する市民の理解、協力を得るため、行政が率先して公共施設の緑化に取り組んでいきます。
- ・みどりが多く、静かなたたずまいの住宅地を奨励していきます。

●みんなでつくるまち

一人ひとりがまちをつくり、守り育てていく意識が大切です。地域の人材や市民の知識と経験をいかして、市民と行政の協力により、世代を超えて住み続けたいまちをつくれます。

- ・市民参加により、地域の環境に調和したまちづくりをすすめます。
- ・都市基盤整備は、地域の特性に応じて、水とみどりを大切にしたいまちをつくれます。
- ・道路の整備は、地域の理解を得て、周辺環境に配慮し、近隣市、東京都、国と調整してすすめます。
- ・JR中央線国立駅周辺は、受け継がれてきた景観を大切にします。鉄道の高架化の機会をいかして南北の一体化、高架下の活用、駅周辺のまちづくりを図り、市民生活と結びつき、賑わいと魅力がある商業空間とします。
- ・清化園跡地を含む南部地域は、周辺住民の提案を尊重し、環境に配慮した整備をすすめます。
- ・独立行政法人都市再生機構などの集合住宅が建て替えられる場合には、周辺環境への影響、緑地の確保、住環境の向上を図り、新たな住みやすいまちをつくっていきます。
- ・JR南武線の駅周辺は地域の拠点となる商業空間とし、将来の鉄道の高架化を想定して交通の円滑化を図り、地域が一体となるまちづくりをすすめます。

V おわりに

私たちが生きている時代は大きな転機を迎えているといわれます。グローバリゼーションと呼ばれる地球規模での市場化や文化・制度の均質化、そのもとでの新しい国家像・自治体像が模索され、多くの改革が国民・市民と行政との関係を積極的に見直す新しい公共性のあり方を提起しようとしています。

第四期となる国立市の基本構想も、こうした時代状況のもとで策定されました。過去の基本構想のいずれにおいても「市民一人ひとりが自ら参画すること」の重要性が強調されています。いま、新しい公共性のあり方が模索されている状況のもとでますます、まちづくりへの市民の主体的で積極的な参画が求められています。

その意味で、この基本構想の策定にあたって行政内部で作成した「国立市基本構想検討委員会報告書」とともに、はじめて市民に呼びかけて作成された「ぷらっとくにたち提案書」が審議のための基礎資料とされたこと、また市民の意見を聴く会が各地域で開催され、多様な方法で市民の意見を反映する努力が払われたことは、基本構想を策定する段階から積極的に市民の参画を求めた重要な事例であるといえましょう。

ここに、行政と市民との協働によって第四期基本構想が策定されたことを誇りとし、その実現に向けてさらに大きな協力が生まれることを期待したいと思います。